

令和5年度

## 第2回定例監査及び行政監査結果報告書

### 市民部

(市民生活課・市民協働・男女共同参画課・市民課  
環境保全課・環境施設課)

### 市民部経済文化局

(産業振興課・観光振興課・文化スポーツ振興課)

浦添市監査委員

# 目 次

第1	監査の対象	.....	1
第2	監査の期間	.....	1
第3	監査の方法	.....	1
第4	監査を実施した監査委員	.....	1
第5	監査の結果	.....	2
第6	指摘事項等		
1	指摘事項等の内容別件数	.....	2
2	是正事項	.....	3
3	注意事項	.....	3
第7	むすび	.....	6

## 第1 監査の対象

### 1 対象範囲

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された予算に係る事務

### 2 対象部署

#### ・市民部

市民生活課・市民協働・男女共同参画課・市民課・環境保全課  
環境施設課

#### ・市民部経済文化局

産業振興課・観光振興課・文化スポーツ振興課

## 第2 監査の期間

令和5年11月28日から令和6年2月7日まで

## 第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

## 第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象所属	監査委員
令和6年2月6日(火)	・観光振興課 ・市民協働・男女共同参画課 ・市民生活課 ・産業振興課	宮 島 達 彦
令和6年2月7日(水)	・環境施設課 ・環境保全課 ・市民課 ・文化スポーツ振興課	仲 間 烈

## 第5 監査の結果

監査の結果について、各部署の事務はおおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は是正が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

## 第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

### 1 指摘事項等の内容別件数 (単位 件)

区分(※注1) 部局・課名	指摘事項等の内容別件数(※注2)			
	指摘事項	是正事項	注意事項	合計
市民部	—	1	43	44
市民生活課	—	1	10	11
市民協働・男女共同 参画課	—	—	10	10
市民課	—	—	6	6
環境保全課	—	—	12	12
環境施設課	—	—	5	5
市民部経済文化局	—	1	11	12
産業振興課	—	1	7	8
観光振興課	—	—	—	—
文化スポーツ振興課	—	—	4	4
合 計	—	2	54	56

(※注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの

イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの

ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

(※注2) 内容別件数には、次頁以降の共通事項の指摘事項等の件数を含む。

## 2 是正事項

### (1) 補助金について

#### 【市民部・市民生活課】

補助金額算定の基礎となる補助対象額等について、消費税を含むものと含まないものが混在しているもの

### (2) 行政財産の貸付について

#### 【市民部経済文化局・産業振興課】

行政財産の貸付において、土地の貸付料を重複して徴収しているもの

## 3 注意事項

### (1) 文書事務について

#### 【市民部・市民部経済文化局共通 注意事項】

起案用紙の施行年月日及び完結年月日について、改正後の文書取扱規程に規定された日付と相違しているもの

(市民生活課・市民課・市民協働・男女共同参画課・環境保全課・環境施設課・産業振興課・文化スポーツ振興課)

### (2) 契約事務について

#### 【市民部】

#### 【共通 注意事項】

(ア) 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの

(市民課・環境保全課・環境施設課)

(イ) 予算執行に係る事務の起案において係長回議欄に主査が押印しているもの

(市民生活課・市民課)

(ウ) 随意契約において、見積徴取予定業者の選定何を行っていないもの

(市民生活課・市民課)

(エ) 前年度に起案した執行伺本文中に「準備行為」である旨の記載及びそれに付随する文言の記載がないもの

(市民生活課・市民協働・男女共同参画課・環境保全課)

- (オ) 入札結果への影響は無いものの、代理人による入札において入札書に代理人の記名がされていないもの (環境保全課・環境施設課)
- (カ) 予算執行を伴う起案において、予算残額の記載及び根拠資料の添付がないもの (市民生活課・市民課・環境保全課)
- (キ) 改正民法を踏まえて、契約条項の見直しや用語の訂正等を行っていないもの (市民協働・男女共同参画課・環境保全課)

**【個別・市民生活課】**

- (ア) 執行伺本文に記載された予算残額が、予算根拠資料の予算残額と相違しているもの
- (イ) 執行伺本文及び締結伺本文において、見積予定業者、契約予定業者及び契約金額等の記載に誤りがあるもの
- (ウ) 契約締結伺に添付されている契約書(案)において、契約相手方が空欄となっているもの

**【個別・市民協働・男女共同参画課】**

- (ア) 請書に関係のない他市の名称が記載されているもの
- (イ) 内容の一部に誤りのある決算書を収受しているもの
- (ウ) 請書本文に記載の支払時期と、契約事項に記載の支払時期に相違があるもの
- (エ) 請書や請求書等の業務の件名が統一されていないもの
- (オ) 契約事務について、変更協議書が作成されていないもの
- (カ) 執行伺本文に記載の契約方法について、根拠条文に記載漏れがあるもの
- (キ) 契約書に定めのある「利用内容」について、詳細が確認できないもの

**【個別・市民課】**

起案用紙の合議欄において「後閲」の表示があるもの

**【個別・環境保全課】**

- (ア) 予定価格の設計書に記載の業務単価と、委託業務設計書に記載の業務単価に相違があるもの
- (イ) 仕様書に定められている業者への通知を行っていないもの

- (ウ) 長期継続契約について、「浦添市長期継続契約を締結することができる契約事務取扱要領」に定められた事務処理がされていないもの
- (エ) 委託料の契約書について、契約金額が月額表記となっているが、契約条項に契約金額を月割りにした額を請求すると定められており、齟齬が生じているもの
- (オ) 業者への見積依頼において、見積年月日を空けるよう指示しているもの

**【個別・環境施設課】**

- (ア) 契約書に記載された契約日及び履行期間に誤りがあるもの
- (イ) 執行伺において、予算規則第20条（別表3(5)）に規定されている財政課長及び財務部長の合議を得ていないもの

**【市民部経済文化局】**

**【個別・産業振興課】**

- (ア) 予算執行に係る事務の起案において、係長回議欄に技査が押印しているもの
- (イ) 随意契約において、見積徴取予定業者の選定伺を行っていないもの
- (ウ) 契約締結伺に添付されている見積書に会社印の押印がないもの
- (エ) 執行伺決裁日の前に徴取した見積書を契約締結伺に添付しているもの

**【個別・文化スポーツ振興課】**

- (ア) 随意契約の根拠となる執行予定額の記載がないもの
- (イ) 契約締結伺において、契約規則第5条第1項に基づき契約書を省略する旨の記載がないもの
- (ウ) 契約保証金において、契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの

(3) 補助金等について

**【市民部】**

**【個別・市民生活課】**

- (ア) 補助金交付決定伺本文に記載された予算現額又は予算残額が予算の根拠資料と相違しているもの

(イ) 補助金交付確定の伺いにおいて、部長の決裁を得ていないもの

**【市民部経済文化局】**

**【個別・産業振興課】**

(ア) 県補助金交付事務において、補助を受ける団体の承認申請書の受理前に、市が県に承認申請を行っているもの

(イ) 助成金交付事務において、事業所から提出された実績報告書に添付された領収書の写しが、二度目の助成金交付の際の実績報告書に再添付されているもの

(4) 切手管理について

**【個別・市民部 環境保全課】**

切手を鍵のついていないキャビネットで管理しているもの

## 第7 むすび

補助金額算定の基礎となる補助対象額等について、消費税を含むものと含まないものが混在している事例があった。補助金交付については、交付申請書に添付されている見積書等を厳密に精査するなど事務の改善に努められたい。

行政財産の貸付において、土地の貸付料を重複して徴収しているものがあった。貸付料の誤徴収は事務のチェック体制に原因があると思われることから、二重に確認作業を行うなどの機能強化を図り、再発防止に努められたい。

文書事務について、改正された文書取扱規程が令和4年4月1日付けで施行されたが、起案用紙の施行年月日、完結年月日が改正後の規程に基づいてない事例が散見された。改めて文書取扱規程を確認し、事務の改善に努められたい。

契約事務について、予算執行に係る事務の起案で係長回議欄の決裁を主査等が行っている事例があった。事務取扱要領を改めて確認し、決裁を行うよう努められたい。

市長におかれては、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づく内部統制について、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。